

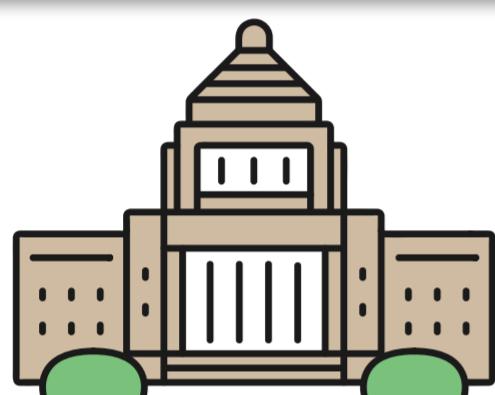
2026年度(令和8年度)から

「子ども・子育て支援金」 が始まります!

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を
社会全体で支える仕組みです。

2026年(令和8年)4月分から、健康保険料・介護保険料に
上乗せする形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。

国

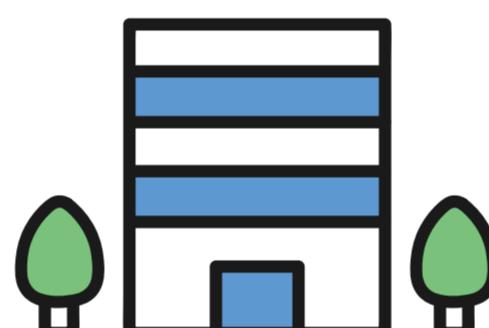


支援金率は
○%です

支援金を
納める

国に代わって加入者の
みなさまから支援金を
集め、国に納めます

健康保険組合



みなさんから集めた支援金は、
健保組合で使うことはなく、
国による少子化対策や子育て
支援にのみ使われます。

詳しくはこちら



子ども家庭庁HP

事業主・被保険者



健保組合の保険料と
あわせて支援金を納める

一般保険料
+
介護保険料
(40歳以上の方)
+
子ども・子育て支援金

2026年(令和8年)
4月分保険料=5月
納付分から徴収します

＼子ども・子育て支援金 誰がどのくらい負担するの？／

▶子どもがいる・いない等に関係なく、**事業主とすべての被保険者が負担の対象となります。**

▶支援金の負担額は、
月給(標準報酬月額) × 国が示す支援金率
で決まります。

▶支援金率は2028年度(令和10年度)にかけて段階的に
上がる見込みです。

- 2026年度(令和8年度) 0.3%程度
- 2028年度(令和10年度) 0.4%程度
 - ： 2028年度の負担が上限となります

【被保険者一人あたりの負担額(2026年度)】

例 月給(標準報酬月額) 30万円、
支援金率0.3%と仮定した場合の月額

$$30\text{万円} \times 0.3\% = 900\text{円}/\text{月}$$

事業主と被保険者で折半

事業主
450円

被保険者
450円

負担額等の詳細は、現在国で検討が進められているところです。今後のお知らせをお待ちください。

健康保険組合